5　総資産のうち、特別給付金支給事業で計上している主なものは現金及び預金422,824,049円です。
6　引当外賞与見積額及び引当外退職給付増加見積額はすべて特別給付金支給事業に係るものであり、それぞれ△3,310,308円、6,043,050円です。
7　事業収益には臨時利益である特別準備戻入益207,850,444円を含めて表示しており、損益計算書の経常利益25,679,038円とは一致しておりません。

9．関連公益法人の概況
該当事項はありません。

10．上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細
該当事項はありません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第８７号
滋賀県草津市西渋川２丁目10番20号
債務者　園田　治義
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　印南　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４９号
兵庫県宝塚市弥生町５－１宝塚エリー421号、住民票上の住所大阪府東大阪市大蓮東４丁目12番16号サンレイディアンス奥田106号
債務者　ティーアールコーポレーションこと　伊藤　俊昭
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２５６２号
大阪府八尾市南本町６丁目５番27号
債務者　江﨑　敏幸
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　暁弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６０８号
大阪府高槻市塚原５丁目20番15号
債務者　岡　　伸好
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６２１号
大阪市西区北堀江２丁目３番５―204号
債務者　木村　正人
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６６２号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ７―503号
債務者　余島　　**潇**
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３５号
高知市一宮中町３丁目26番19号　中谷ハイツＢ―102
債務者　濵﨑　　博
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中橋　紅美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３６号
高知市一宮中町３丁目26番19号　中谷ハイツＢ―102
債務者　濵﨑　富子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中橋　紅美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１７７号
札幌市西区八軒２条東３丁目３番21号
債務者　森　　雄司
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　浩士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３号
埼玉県児玉郡上里町大字堤1209番地１　上里ハイツＢ―101号
債務者　山﨑　善弘
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　自在　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４５５号
京都府木津川市南加茂台１丁目15番地13
債務者　窪井　裕介
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
大阪市住之江区御崎４丁目11番10―502号
債務者　濱田　　清
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真田　智行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２号
大阪市住之江区御崎４丁目11番10―502号
債務者　濱田　教惠
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真田　智行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５１２号
大阪府茨木市新堂３丁目14番２号
債務者　岸　　文子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　政哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１１号
大阪市淀川区宮原２丁目１番43号　宝マンション303号
債務者　糸井　信市（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋吉　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部